

事業所名 グループホーム雅

運営推進会議開催報告書

開催予定日時		令和2年9月18日(金)14時～ ※コロナウイルス感染予防のため、照会依頼にて参加予定者から意見を聞き取りする。
参加者(照会依頼含む)		議題
利用者	0名	① 利用者様状況報告
利用者家族	1名	② 行事報告
地域住民の代表者	1名	③ 身体拘束適正化検討委員会
市職員	1名	④ 質疑応答
地域包括支援センター職員	1名	⑤ 次回開催予定日
事業所	4名	
会 議 録		
<p>①利用者様状況報告</p> <p>男性1名、女性7名の計8名様が入居しています。</p> <p>最年長：女性99歳 最年少：女性80歳</p> <p>平均年齢 87.5歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性御利用者1名、9月12日に退居されました。 <p>要介護度</p> <p>要支援 2…0名 要介護 1…0名 要介護 2…5名 要介護 3…0名</p> <p>要介護 4…3名 要介護 5…0名</p> <p>平均要介護度 2.75</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性御利用者、介護認定更新により要介護3から要介護2に変更がありました。 <p>②行事報告</p> <p>8月11日…御利用者2名の誕生日会、花火</p> <p>昼食に鰻井とざるそば、茶碗蒸しを提供、おやつに買ってきたケーキでお祝い致しました。夜には花火を行っております。</p> <p>9月14日…避難訓練・敬老会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼食に玄関先の外でお好み焼きを召し上がって頂きました。炭で焼いたお好み焼きで、皆様美味しいと喜んで頂きました。 ・職員3名で初期消火、通報、避難誘導を、「日中」「地震発生」「居室⑧のコンセントから出火」の想定で行いました。地震発生から避難終了までの時間、3分01秒(前回3分33秒)。午前中、外で昼食をする目的で、テーブルを外に出してあった為、避難誘導しやすく前回よりも早い時間で避難が出来ました。 		

・予定行事

10月、芋掘り、御利用者1名の誕生日会

11月、焼き芋

③第14回 身体拘束適正化検討委員会…身体拘束廃止の為にまずなすべきこと—5つの方針

身体拘束を廃止するために、以下の5つの指針を実行することが大切です。

1 トップが決意し、施設が一丸となって取り組む

- ・組織のトップである施設長や病院長等が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底すること。
…現場のスタッフは不安が解消され安心して取り組むことができる。
- ・事故やトラブルが生じた際にトップが責任を引き受ける姿勢。
…一部のスタッフや病棟が廃止に向けて一生懸命取り組んでも、他の人や病棟が身体拘束をするのでは、現場は混乱し効果は上がらない。施設や病院の全員が一丸となって取り組むことが大切。

○例えば施設長をトップとして、医師、看護・介護職員、事務職員など全部門をカバーする「身体拘束廃止委員会」を設置するなど、施設・病院全体で身体拘束廃止に向けて現場をバックアップする態勢を組むことが考えられる。

2 みんなで議論し、共通の認識を持つ

- ・身体拘束の弊害をしっかり認識し、どうすれば廃止できるかを十分に議論する。
- ・最も大事なのは「入所者（利用者）中心」という考え方。
- ・本人や家族の理解も不可欠。家族に対しては、ミーティングの機会を設け、身体拘束に対する考え方や転倒等事故の防止策や対応方針を十分説明し、理解と協力を得る。

3 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

- ・個々の高齢者について心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す。

問題行動がある場合も、何らかの原因がある。その原因を探り取り除くことが大切。

問題行動の原因

- 1) スタッフの行為や言葉かけが不相当化、またはその意味が分からない場合
- 2) 自分の意志にそぐわないと感じている場合
- 3) 不安や孤独を感じている場合
- 4) 身体的な不快や苦痛を感じている場合
- 5) 身の危険を感じている場合
- 6) 何らかの意思表示をしようとしている場合

これらの原因を除去するなどの状況改善に努めることにより、問題行動は解消する。

4 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒等の事故防止対策を合わせて講じる。

①転倒や転落などの事故が起きにくい環境作り

→手すりを付ける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くするなど

②スタッフ全員で助け合える体制作り

→落ち着かない状態にある時など困難な場合には、全てのスタッフが随時応援に入れるような、柔軟性のある体制を確保するなど

5 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束する場合は極めて限定的にする

- ・身体拘束せざるを得ない場合、本当に代替する方法を無いのかを真剣に検討する。
- ・困難が伴う場合であっても、ケア方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ね、解除を実行する。
- ・解決方法が分からない場合には、外部の研究会への参加や相談窓口を利用し、必要な情報を入手して参考にする。

介護保険指定基準上「生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合」(※1)は身体拘束が認められているが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、全ての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要である。

「生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合」(※1)の規定

以下の3つの要件全てを満たす必要がある。

- ① 切迫性：本人または他利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、個人や小人数では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを決めておく。

↓

・本人や家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などをできる限り詳細に説明し、理解を得る。

↓

・やむを得ず身体拘束を行う場合は、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除しなければならない。

↓

・やむを得ず身体拘束などを行う場合には、その対応および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

6 まとめ

虐待は絶対に起こさない

要介護者を守るべき立場にある介護者が、虐待をしてはいけません。虐待は犯罪です。虐待は、本人の尊厳を著しく損ない、QOLを低下させます。同時に、虐待をした側は刑事罰を受け、それまで築いてきた人生や周囲の人の人生も台無しになります。「虐待は絶対に起こさない」と肝に銘じて、介護に携わっていくことが重要です。

④質疑応答、ご意見等(文書によりご意見、質問等を確認)

- 季節の変わり目で早朝が冷え込む時期となりましたが、体調を崩した利用者はいますか。また今年インフルエンザの予防接種者が例年以上に多く見込まれていますが、法人で接種時期をどのように予定しているか教えて頂きたいです。(瀬戸市役所高齢者福祉課)
⇒10月6日現在、風邪などにより体調を崩された方はおりません。これからの時期は特に、インフルエンザや新型コロナウイルス等を含めた感染症等が心配です。利用者様はもちろんのこと、職員も体調管理を行い、感染予防に努めます。
インフルエンザの予防接種につきましては、11月11日に入居者様への接種を予定しております。職員も11月中に接種予定ですが、日にちは調整中です。

- 新型コロナの影響でご家族の面会を制限されているかと思いますが入居者の方々のメンタル面悪化やご心配なことなどはないでしょうか。(水野包括支援センター)
⇒当施設においては、4月よりご家族様、関係者様に面会制限をお願いしておりました。面会制限の期間は、検温、消毒、マスク着用等必要な対策をした上で、玄関先で短時間の面会をして頂くことが出来るようにしており、御利用者様においては大きな混乱やメンタル面で不安定になるご様子は確認されていません。ご家族様より、コロナウイルス流行の状況により、面会制限の解除を望まれる声は頂いておりました。9月15日より面会制限の一部解除を行い、以前より交流して頂けるようになっております。引き続き感染対策を取りながら、できることを行っていきます。

- 組織のトップが決意し、現場をバックアップする方針の徹底。トラブルが生じた際にトップが責任を引き受ける姿勢。これによって皆が安心して取り組むことが出来る。本当にそう思います。口で言うは易いが大変な事であることもわかります。頑張ってください。(利用者様ご家族)
⇒これからも職員、一丸となって身体拘束の無い介護を続けていきます。

⑤次回開催予定日

令和2年11月20日(金) 14:00